

議事日程 (第 3 号)

平成29年12月15日 午前 9 時00分開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第32号 大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第33号 大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第34号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第35号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第36号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第37号 平成 2 9 年度大刀洗町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 8 議案第38号 平成 2 9 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 9 議案第39号 平成 2 9 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第10 議案第40号 平成 2 9 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第11 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第12 議案第41号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第42号 平成 2 9 年度大刀洗町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第14 議案第43号 平成 2 9 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第15 議案第44号 平成 2 9 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第16 議案第45号 平成 2 9 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第17 請願第 3 号 年金制度の改善に関する請願書

日程第18 発議第3号 年金制度の改善に関する意見書について

日程第19 発議第4号 大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第32号 大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第33号 大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第34号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第35号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第36号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第37号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第38号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第39号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第40号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第12 議案第41号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第42号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 議案第43号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第44号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第45号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 請願第3号 年金制度の改善に関する請願書
- 日程第18 発議第3号 年金制度の改善に関する意見書について
- 日程第19 発議第4号 大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

出席議員（12名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1 番 安丸眞一郎 | 2 番 黒木 徳勝 |
| 3 番 森田 勝典 | 4 番 林 威範 |
| 5 番 平田 利治 | 6 番 松熊武比古 |
| 7 番 長野 正明 | 8 番 平田 康雄 |
| 9 番 高橋 直也 | 10番 平山 賢治 |
| 11番 花等 順子 | 12番 山内 剛 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 町長 …………… | 安丸 国勝 | 副町長 …………… | 中山 哲志 |
| 教育長 …………… | 倉鍵 君明 | 総務課長 …………… | 川原 久明 |
| 税務課長 …………… | 山田 恭恵 | 健康福祉課長 …………… | 平田 栄一 |
| 地域振興課長 …………… | 重松 俊一 | 産業課長 …………… | 佐々木大輔 |
| 建設課長 …………… | 野口 学 | 子ども課長 …………… | 松元 治美 |
| 会計課長 …………… | 佐田 裕子 | 生涯学習課長 …………… | 矢野 智行 |
| 住民課長 …………… | 矢永 孝治 | 総務課企画監 …………… | 田中 豊和 |
| 財政係長 …………… | 早川 正一 | 総務係長 …………… | 堀内 智史 |

開議 午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。

現在の出席議員は、12人です。ただいまから平成29年第15回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほど、お願いいたします。

日程第1. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第1、諸報告を行います。

過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長登壇して報告願います。森田委員長。

○議会運営委員長（森田 勝典） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。議会運営について協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成29年12月12日午前9時から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。山内議長及び執行部側から川原総務課長の出席を得て協議いたしました。

お手元の日程をご覧ください。議会運営委員会での協議の結果、同意案1件、条例案1件、補正予算案4件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。どうぞよろしく願います。

○議長（山内 剛） これで諸報告を終わります。

日程第2. 議案第32号 大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第2、議案第32号大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。質疑よろしいですか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 総合計画の基本構想の策定、これを議決に付するというのは賛成でございますが、そうなりますと逐次途中経過といいますか、でき上がってからそれを議会に提示されるのではなくて、逐次進行状況といいますか、そういうところの報告を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課、重松でございます。逐一の議会への報告ということ
でございますけども、ある程度素案がまとまった、もしくはこういう形でいきそうということで、
全協が毎月1回開かれておりますので、その中で御説明していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（11番 花等 順子） よろしくお願ひいたします。

○議長（山内 剛） よろしいですか。

○議員（11番 花等 順子） はい。

○議長（山内 剛） ほかにございませぬか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第32号大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを採決いた
します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願ひます。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第3. 議案第33号 大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を 定める条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第3、議案第33号大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推
進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませぬか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 初日にも質疑いたしましたが、この農業委員を11名にされる
ということで、男女共同参画の観点から女性の登用率を30%にしていこうという方針があります。

その中で農業委員も徐々に増やしてきたところではあります、この改選によって農業委員が
ゼロになる可能性もありますし、初日の答弁では、確かな回答はいただきませんでしたけれども、
女性農業委員を登用するという方針はあるようですが、11名の中に各校区から1人ずつの女性
委員を選出すれば、大体31人中4人で33%になります。

これは妥当な線ではないだろうかと思ひますので、ぜひ各校区に1人の女性委員を登用する
という強い意志を示してほしいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 産業課の佐々木でございます。花等議員の質問にお答えいたします。

初日にも同様の御提案をいただきまして、各校区から1人ずつ女性の推薦をいただいたらどうかということでしたので、ぜひ、各校区に1人ずつ推薦を強くお願いしまして、花等議員の言われるとおり4名の女性農業委員の誕生を目指して努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） おはようございます。10番、平山です。私は、本案に反対の立場から討論を行います。

農業委員会は、農業の発展と経営の合理化、農民の地位向上を目的とし、行政庁から独立した立場を与えられている行政委員会であります。農民から選挙で選ばれる委員と、土地改良区などの団体から推薦された委員で構成され、農地の権利移動や転用に関する許認可業務を初め、認定農業者の育成や農地の適正利用、農業に関する意見の公表など、さまざまな業務を行っていることは御承知のとおりであります。

今回の改正は、農業委員を選ぶ選挙を廃止し、市長村長による任命とし、数もほぼ半減させるという内容であります。農地利用最適化推進委員という実働部隊が新しく設置の予定ですが、農地の番人としての役割の弱体化は避けられません。

また、独立性が守られるのか、全国でも不安の声が上がっています。

また、仮に新制度が成立したとしても、民主的な人選がなされるのか、農地を守る立場で活動がなされるのか、課題は山積みであります。

今回の上位法廃止、上位法の改正に基づく条例の改訂は認められないこと、また、制定後の運用についても適切な運用を求めるものであります。

以上、討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論はありますか。8番、平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 8番、平田でございます。私は、賛成の立場から討論をいたしたいと思えます。

まず、今回の大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定につきまして、提案の理由といたしまして、農業委員会の委員の公選制が議会の同意を要する

市町村による選任制に改められたこと、委員の定数を地域の実情に応じて政令で定める基準に従い条例で定める必要があること、また、農業委員会の委員としては別に現場活動を担うために農地利用最適化推進委員が新設され、その定数に関して条例で定める必要があるということでございます。

内容を見てみますと、今回の農業委員会法改正の全体像といたしましては、一つは、農業委員会業務の重点化を図ると、二つ目が、農業委員の選出方法を変更すると、三点目は、農地利用最適化推進を新設するというものでございます。

まず、一点目の業務の重点化につきましては、改正前は農地法ごとにより、その権限を属された事項につきまして農業委員会を行うという、これが必須要件となっておりますけれども、今回は、必須業務は2点ありまして、先ほども言いました農地法等により、その権限を属された事項をやるというほかに、農地等の利用の最適化、つまり担い手の農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進を推進するというところでございます。

二点目の農業委員の選出方法に関する変更でございますけれども、改正前は選挙制と市長村長の選任制を併用ということでございまして、しかしながら実際に選挙が行われているのは約1割と聞いております。そういう中で、今回の改正によりまして市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に一本化するということ。

二つ目は、過半を原則として認定農業者とすると、三点目が、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れるという点であります。

それから、先ほど花等議員のほうからも要望が出されましたように、女性、青年も積極的に登用をするという点が非常にすばらしいと思っております。

また、農業委員の定数につきましては、十分な検討のもとに内容が定められているようでございます。

それから、三点目でございますけれども、農地利用最適化推進委員の新設でございます。

これにつきましては、農業委員とは別に、原則として農地利用最適化推進委員を新設、農業委員と推進委員は密接に連携しながら活動を行っていくということとされております。

それから、推進委員は、みずからの担当区域において、担い手の農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行うということでございます。

現在、さまざまな活動が農業委員会によって行われておりますけれども、特に最近重要視されているのは、農地が遊休化する、これを防いでいくというのが非常に重要でございまして、もう一つの農地を集積化して大規模化するという、ほかにもこのような問題がありますので、それに積極的に取り組んでいこうということでございます。

それから、農業委員と農地最適化推進委員の定数につきましても、今までは農業委員が17名

ということでございまして、その中には公選制と議会推薦とか共済推薦、それから、土地改良区推薦あたりがありまして、現在は2名の女性の方が委員となっておりますけれども、その2名は全員議会推薦となっております、公選制で出てこられました女性議員はおられません。

今回、それぞれの地区から農業委員を3名、3名、3名、それから、菊池校区を2名と、合計が11名、推進委員を2名、2名、各校区2名ずつということでございまして、17名の委員が今回は19名に改められるということでございます。

先ほどから花等委員が要望を出されましたように、女性委員がなかなか公選では出てこれないという点が、現在の農業委員会の選任の問題でございまして、この点をしっかりと推進して、各校区から1名ずつ推薦いただければ非常にいい形での農業委員会になるんじゃないかと思っております、今回の農業委員会のほうの改選に伴います大刀洗町農業委員会の委員、それから、農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定につきましては、私は適正であると思っております。議員の皆さん方の賛同をよろしくお願いいたしまして、私の意見といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） それでは、反対、賛成、ほかはございませんか、討論。

〔なし〕

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

これから議案第33号大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（山内 剛） 議員11名中起立10名、起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第34号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第4、議案第34号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第34号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5. 議案第35号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第5、議案第35号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第35号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（山内 剛） 議員11名中起立10名、起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第36号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第36号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第36号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第37号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第37号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。

なお、平田健康福祉課長より、1日目の質疑の回答の申し出がっております。平田健康福祉課長、説明をお願いします。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、初日の花等議員より、放課後デイサービスの利用者数についてのお問い合わせがあったと思いますけども、回答をさせていただきます。

まず、昨年の12月1日から今年の11月30日の1年間におきまして、支給決定を行った方たちにつきましては50名いらっしゃいます。それで、放課後デイサービスを提供していただきました事業所につきましては、17事業所がございます。そのうち、先ほど50名と申し上げましたけども、実際その方たちが何名利用してあるかまでは把握はできておりません。

ただし、実利用日数でいきますと665日になりますので、1人の方が複数の事業所を利用したという形がわかっている状況でございます。そこまでしかわかっておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） それでは、ほかに質疑ございませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 初日にも伺いましたが、19ページの中学校費の中の学力検査委託料なんですが、これは予算が可決した場合は、実施はいつを予定しているのかというのが1つと、対象学年は1、2、3年生全学年ということでもいいのかどうかの2つお願いいたします。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 林議員の質問にお答えいたします。

実施につきましては、中学3年生は1月の初旬です、始まってすぐに。1年生、2年生のほうは3月に実施という形で、全生徒を実施する予定となっております。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。林議員。

○議員（4番 林 威範） 志望校について合否ラインに到達しているかどうか分かるようにということだったんですけど、中学3年生は1月初旬で、これ今さら受けて意味があるのかどうか疑問なんですけど、その点いかがですか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えしたいと思います。

その前に、少し説明させていただいていいですか。

学校でやっていますのは、いわゆる外部テストにつきましては「到達度テスト」と言われるものです。つまり学校、いわゆる教育目標に対してどれだけ到達したかという「到達度テスト」を行っております。

それに対して「診断テスト」というのは今まで行っていなかったわけです。それは平成の4年から5年だったと思います。業者テストについては考慮してほしいということで、文科省のほうから通知があって、以来20年間学校でそれはやっていなかったという状況がございます。

そういう中であって、2つの理由があって、一つは、子供たちに進路適正検査をきちっと受けさせることによって、進路目標を持たせて次の学力の向上につなげたいというのが一つです。今までのやつは、結局、A高校、B高校、何%というのは全く出なかったわけです。今回初めてそれがパーセンテージも出るというテストに移行するわけです。1回ですけど、それが一つ。

もう一つは、通塾率が、中学校は45%ぐらいだったと思います、中3で。つまり、5割以上は学習塾に通っていないという状況でございます。

学習塾に行けば、さまざまなテストを受けながらデータが得られるんですけど、大刀洗中学校の生徒たちは、自らその会場テストを受けに行くとか、あるいは塾に行かない生徒が多いということもあって、現在の自分の力でどの高校に何%ぐらいの合格率があるかというのは、客観的な、かなり多くの人を受けるテストの結果としてわかっていないわけです。

なので、中学校からは以前から要望がございましたけれども、なかなかそれが実現しませんでした、今になって非常に申し訳ないんですけど、本来であれば、3年生は10月ごろか11月ごろに受けて、三者面談の資料とするのが適正だと思います。

ただし、要望が出たのが遅うございまして、我々が若干取り組むのが遅くなりまして、この12月議会にお願いすることになったんですけど、本来から言えば、当初予算に組んでいただいて、10月ごろ実施するのが適正だと思います。

1、2年生につきましては、3月にやって、1年間の締めくくりとして、次の学年にどのような勉強をしたらいいかということでやるというのは、1、2年生の3月というのは適正だと思いますが、林議員がおっしゃるように3年生の1月というのは、果たして効果があるのかというこ

ともあるかと思いますが、私は、あるというふうに思っています。

ただし、絶対最適な期間なのかということ、それは、もうちょっと早まったほうが良いと思いますので、できれば来年度につきましては、当初予算で計上してお願いできればというふうに今考えているところです。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 私、娘が中3なんですけど、三者面談も終わってしまして、全部志望校も出しております。願書も取り寄せるようになっておりますので、来年度からは早目に早目をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 20ページ、土木費の、住宅費の住宅管理費に、本郷の住宅修繕料として145万上がっておりますが、これは2部屋の修繕というふうに聞いておりますけれども、このお部屋はいつごろから空き家になっていたんでしょうか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

住宅がいつごろから空き部屋になっていたかにつきましては、正確な月日等は今この場では確認できませんが、一昨年前ぐらいから空いていたのは空いていました。

ただ、今回、本郷住宅の改修費で計上をさせていただいている部分に関しましては、上高橋住宅に住まわれている方の移転先の確保というのがございまして、今年度ようやく上高橋にお住まいの方の口頭での同意がとれましたので、今回計上をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 今回の例につきましては、上高橋住宅からの移転ということで、かなりの長い間空き室になっていたということだと思んですが、往々にして非常に空き室の期間が長いように思います。

民間であれば、空き室になったらすぐ新しい入居者を入れる手続がなされるんですけども、行政のやっている町営住宅に関しては、入居希望者はたくさんあります。ですけど、手つかずのまま数カ月放置されることが大変目につきますので、今回の件は事情があったとしても、これからは適切な管理をしていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

花等議員の言われるとおり、適正に今後、住宅の改修等を含め、していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。林議員。

○議員（4番 林 威範） 初日にも出ましたが、10ページの地域ブランド推進費の件で、地域振興課長からは謝罪の言葉がありましたが、予算計上よりも前にもう実施が終わってしまったということについて、町長や総務課長から今後の改善点について何か一言いただきたいんですが。

今回こういう形で、終わった後に予算に出てしまったことについて、以前も議会から嚴重注意をしていたはずなんですけど、また再度こういうことになってしまったことについて、町長、総務課長、何かお言葉はないでしょうか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） これは、初日にも担当のほうで説明しましたように、町村会のほうで取りまとめるのが結構遅くなるんです。それで、前の議会で間に合わなかったということでもありますので、わざと遅らせたとか、そういうことではありませんから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山内 剛） よろしいですか。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 林議員の御質問ですけれども、今回、今、御質問の件については、今、町長が申しあげたような理由ですけれども、今後はできるだけそういうことがないように、全体でそこは総務課のほう管理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） なければ、次に、佐々木産業課長より、1日目の質疑の回答の申し出がっております。佐々木産業課長、説明をお願いします。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 一般会計補正予算、8ページの県支出金及び18ページの農業費の19節に暗渠排水促進支援事業補助金596万6,000円を計上しております。これに対しまして、議会の初日に黒木議員より、この補助金が交付されることにより暗渠排水工事の農家負担がどうなるのかという御質問がございましたので、お答えいたします。

まず、この事業の内容ですけれども、今年度間もなく着工いたします暗渠排水工事、これを実施した補助に、その工事の効果を高めるため、特定の排水工事を農家自身が実施した場合に、10アール当たり1万円の補助金が福岡県から交付されるものです。

この交付を受けて、農家の暗渠排水工事の個人負担がどうなるかということですが、ま

ず、年度当初は10アール当たり2万5,000円の農家負担を想定しておりました。

その後、設計費等を見直しまして、10アール当たり2万円とさせていただいておりましたが、この補助金が県の9月の補正予算で計上されたことにより、1万円交付されますので、10アール当たり実質の農家負担は1万円となります。

交付の仕方に関しましては、まず、暗渠排水工事の分担金としては10アール当たり2万円をいただきまして、その後、排水対策の実施の報告を受けた時点で1万円の交付を予定しております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） それでは、ほかに質疑はございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） それでは、この一般会計補正全体につきまして質疑はございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第37号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第8. 議案第38号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について**

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第38号平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第38号平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第39号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第39号平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第39号平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第40号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第40号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第40号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第11. 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（山内 剛） 日程第11、同意第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） おはようございます。総務課の川原でございます。私のほうから同意第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、現在の固定資産評価審査委員会委員が4名いらっしゃいますが、その中の1名が平成29年12月19日付で任期満了となり、新たに選任する必要があることから今回、議会の同意を求めるものでございます。

委員につきましては、そこにありますように指名が弥永脩さんで、住所は三井郡大刀洗町大字本郷24番地の6でございます。次のページをお願いいたします。

次のページに履歴を記載しております。履歴のとおりでございますが、その他のところに、その他の一番下ですが、平成26年12月20日から固定資産評価審査委員をさせていただいております。同意いただければ、任期としましては平成29年12月20日から3年間となります。

本来、12月6日の初日に上程すべきでございましたが、間に合いません、今回、最終日の提出となりましたことをお詫びいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから同意第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。本件は、

これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

日程第 12、議案第 41 号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（山内 剛） 日程第 12、議案第 41 号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） それでは、私のほうから議案第 41 号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

まず、提案の理由でございますが、平成 29 年 8 月 8 日付で国家公務員に対する人事院勧告がなされております。改正後の一般職の職員の給与に関する法律が国会において可決されたことに伴い、人事委員会を設置していない本町において、職員の給与について国家公務員との均衡を図るため、国家公務員に準じて条例の一部を改正するものでございます。

内容につきまして説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、人事院勧告では民間給与との格差が 0.15%となっております。それを埋めるために初任給から、若年層で月 1,000 円引き上げ、それから、段階的に 400 円までの範囲で引き上げがなされておるところでございます。平均しますと 592 円となっております。

また、もう 1 点、いわゆるボーナス、賞与でございますが、これも民間との支給状況を踏まえて 0.1 カ月が勤勉手当に加算されております。

それでは、内容を御説明いたします。次のページをお願いいたします。

今回の大刀洗職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては 2 条からなっております。

まず、第 1 条ですけれども、2 枚目から 3 枚目からが第 1 条となっております。第 2 条が 3 枚目の一番下のところになります。この 2 条からなっておりますが、4 枚目の附則のところを見ていただきたいと思います。附則の施行期日にありますように、この条例は公布の日から施行しますが、第 2 条の規定につきましては平成 30 年 4 月 1 日から施行するもので、第 1 条が今年度改正後、29 年 4 月 1 日から適用するものでございます。そういうことで、今年度分が第 1 条、第 2 条のほうに来年度の施行というふうに 2 条からなっております。

その変更の改正の内容につきましては、その次のページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

います。

大刀洗町職員の給与に関する条例、新旧対照表ですが、右のほうが旧で、左のほうが新の表となっております。

本則の第20条勤勉手当のところですが、第2項第1号の下線のところでございます。旧表の率では100分の85となっておりますが、今回6月に支給する場合においては、100分の85、12月に支給する場合においては100分の95というふうになります。これが先ほど申しました勤勉手当のところでございます。これはもう既に6月に支給をされておりますので、12月で合わせて支給するという形の変更に改正になります。

次の同じくその表の第5、第2号の下線のところでございます。第2号につきましては、再任用職員の分でございますが、下線のところですが、100分の40のところを100分の45に改正されております。

次のページをお願いいたします。次のページに、第6条の別表1給与表を上げております。給与表の改正でございますが、先ほど申しましたとおり、1級、いわゆる初任給から1,000円の引き上げ。級が上がるにつれて、400円までの引き上げということになっております。初任給から若年層の分に特に引き上げ幅が大きくなっております。

給与表につきましては、次のページから載せておりますが、最後のページをお願いいたします。失礼しました。最後から2ページ目ですね、済いません。最後から2ページ目、給与表の一番最後です。給与表の最後の欄に再任用職員とあります。再任用職員につきましては、先ほど申しましたとおり、年額400円が今回引き上げられております。

以上が第1条で、平成29年4月1日からの適用分でございます。

次に、1枚開いていただいて、最後のページをお願いいたします。

最後のページが第2条、平成30年4月1日から適用分でございます。

勤勉手当につきましては、先ほどのとおり20条の第2項第1号の下線のところでございますが、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95のところを100分の90となります。

第2号のところの再任用のところにつきましても、6月に支給する場合において、100分の40、12月に支給する場合においても、100分の45を100分の42.5に改正するものがございます。これが来年度の30年4月1日から適用分となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は10時10分から再開する予定です。

休憩 午前9時50分

再開 午前10時10分

○議長（山内 剛） これから休憩前に続き質疑を行います。
質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

討論に入ります前に、川原総務課長より説明の修正が若干あるそうですから、認めます。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 許しが出ましたので、訂正をさせていただきます。
先ほど説明しました中で、1点修正をさせていただきたいと思います。

議案書の最後から2ページの給与表を見ていただきたいと思います。給与表の最後のところに、再任用職員の改正がありますが、その説明の中で年額400円引き上げというふうに説明したということですけれども、月額400円の引き上げとなっておりますので、月額400円の引き上げというところで、訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（山内 剛） 要するに、年額と月額の違いでありますね。はい。よろしいでしょうか。
それでは、改めて、何か質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に、賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第41号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第13. 議案第42号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

日程第14. 議案第43号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について

日程第15. 議案第44号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第16. 議案第45号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第42号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第16、議案第45号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまで、以上4件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案一括して、順次提案理由及び内容の説明を求めます。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） それでは、議案第42号から議案第45号について、関連がありますので、私のほうから一括して説明を申し上げます。

まず、大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について、説明をいたします。

補正予算書のほうを表紙をお開きいただきたいと思います。

議案第42号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億714万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、先ほど条例の一部改正をしましており、人事院勧告に合わせた職員の給与手当等を追加補正するものでございます。

それでは、歳出の6ページをお願いいたします。

予算書の6ページでございます。

歳出からでございますが、例えば、1款1項1目の議会費のところにありますように、給与、それぞれ款項ごとに給与手当等を計上しておりますので、議会費で言えば、給与の一人分、それから職員手当等を今回人事院勧告に基づく増額の補正をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。7ページでございます。

真ん中あたりの2款3項1目戸籍住民基本台帳費。この2節給料とありますが、この分だけがマイナスになっております。これにつきましては、育児休業の1月から復帰予定でございましたが、育児休業が延長のため、その分を減額するものでございます。ここだけがマイナス補正となっておりますが、あと、次のページから最後のページまで、それぞれの予算科目、款項目ごとの

給与の人事院勧告に伴う増額補正となっております。

最後の10ページの教育費、社会教育費の総務費まで、合わせて、歳出の合計が333万7,000円となっております。

それでは、歳入のほう5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、歳出増に合わせて、333万7,000円を18款1項1目の繰越金、前年度繰越金として、補正をしておるところです。

以上で、一般会計の補正予算（第5号）の説明を終わります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算書のほうをお願いいたします。

予算書の表紙をお開きください。

議案第43号平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,568万1,000円とするものでございます。今回の補正は、一般会計予算と同じく、人事院勧告に合わせた職員の給与手当等を追加するものでございます。

歳出の6ページをお願いいたします。

6ページに歳出を載せておりますが、歳出については、国保特別会計のほうから、国保業務の担当3名分の人件費等の人事院勧告に伴う増額分を計上をしております。

前の5ページのほうが歳入になります。5ページの歳入のほうは、歳出に合わせた9款1項1目の一般会計繰入金金を15万2,000円増で計上をしております。

国保特別会計については、以上です。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算をお願いいたします。

表紙を開いていただきたいと思っております。

議案第44号平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,449万2,000円とするものでございます。この補正につきましても人事院勧告に合わせた職員の人件費等の増額分でございます。

歳出の6ページをお願いいたします。

6ページのほうが歳出でございますが、後期高齢者医療保険特別会計に計上しております業務を担当しております職員1名分の人事院勧告に伴う増額分でございます。

前の5ページのほうに、歳出と合わせて、3款1項1目事務費繰入金金のほうを4万円増で計上

しております。

以上でございます。

続きまして、最後に、下水道特別会計補正予算書のほうをお願いいたします。

予算書の表紙を開いていただきたいと思います。

議案第45号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,087万2,000円とするものでございます。この補正につきましても人事院勧告に伴う分でございます。

6ページをお願いいたします。

6ページが歳出となっておりますが、下水道事業特別会計のほうに、担当職員2名分の人事院勧告に伴う増額分を計上しております。

前の5ページのほうがそれに伴う歳入で、4款1項1目の一般会計繰越金を増額で計上しております。

以上で、簡単でございますが、議案第42号から第45号までの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから日程第13、議案第42号から日程第16、議案第45号まで、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論も一括して行います。討論は、原案に対する反対討論、次に、賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第42号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第43号平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第44号平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第45号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第17. 請願第3号 年金制度の改善に関する請願書

○議長（山内 剛） 日程第17、請願第3号年金制度の改善に関する請願書を議題とします。

総務文教厚生委員会、安丸委員長、登壇して、報告をお願いします。安丸議員。

○総務文教厚生委員長（安丸眞一郎） 総務文教厚生委員長の安丸眞一郎です。

ただいまから委員長報告を行います。

平成29年第15回定例会において、総務文教厚生委員会に付託されました請願第3号年金制度の改善に関する請願書について、審査の結果を御報告いたします。

委員会は平成29年12月7日午後1時23分から協議会室において開催いたしました。出席委員は6名全員です。山内議長及び参考人1名の出席を得て審査いたしました。

まず、紹介議員の平山議員より請願の趣旨・内容の説明及び請願団体であります全日本年金者組合福岡県本部小郡三井支部長代理として出席いただきました中西さんより意見・補足説明を受けた後、審査を行いました。

委員からは、今は65歳定年や最近では70歳定年という話も出てきており、年金支給開始年齢が延びるのは仕方がない気もするとの意見や、70歳ぐらいまで働けるといっても、全員が仕事をできる保障がないので、年金の支給開始年齢をこれ以上の引き上げを行わないようにというのは同感である、また、年金の隔月支給を毎月支給に求めることについても、毎月支給になれば生活設計がしやすくなり、次の支給がある安心感もあることで、総額は一緒でも毎月支給が望ましいなどの意見が出されたところであります。

審査の結果、お手元に配付されております審査報告書のとおり満場一致、採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（山内 剛） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから年金制度の改善に関する請願書を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本請願については採択とすることに決定しました。

日程第18. 発議第3号 年金制度の改善に関する意見書について

○議長（山内 剛） 日程第18、発議第3号年金制度の改善に関する意見書についてを議題といたします。

まず、意見書を朗読願います。事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

.....
発議第3号 年金制度の改善に関する意見書について
.....

以上です。

○議長（山内 剛） 提出議員の趣旨説明を求めます。平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 趣旨説明を行います。

先ほどは請願を全会一致で採択していただき、ありがとうございました。意見書の趣旨は記載のとおりであります。高齢者の生活保障のためにも、また今後の若い世代のためにも、持続可能な年金制度を求めること。その柱として、これ以上の開始年齢の引き上げを行わないこと。また、家計や経済効果の点からも、毎月支給を行うこと。

以上でございます。議員各位の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから発議第3号年金制度の改善に関する意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第19. 発議第4号 大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第19、発議第4号大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） それでは、発議第4号について、今から御提案申し上げます。

大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由、条例に規定する対象者及び資産報告書の提出義務者の変更をする必要がある。また刑事事犯の取り扱いについて条例より削除するものである。これが、この条例案を提出する理由であります。

中身の説明を行います。新旧対照表がございますので、2ページからお願いします。この中で、ちょっと字句の訂正等をお願いしたいと思います。目的、第1条の新しいほうで、副町長及び教育長「（以下、町長等と言う）」、その町長の前の「，」が旧のほうの「，」を削除することを追加します。新しいほうでは「，」がもともとついてますので。

それと、3行目の「町議会議員並びに」を、これを「及び」という言葉にかえてください。

それでは、まず改正するところについて。第1条この条例は町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる町長以下副町長及び教育長（以下町長という）、この部分を削除するものであります。それは、倫理条例に規定するものは、町民の厳粛なる信託によるという文言がありますように、選挙により選出された町長及び議員が対象であるべきであると考えからであります。よって、議会の同意、町長の選任により、その後、議会の同意により任命をされた副町長、教育長は対象から除くもので、これが理由であります。

その後、その関係で、町長等の「等」という文字を随時削除していきます。これで9条の4項、失礼しました、その前に、4条ですね、4条の2項の「前項の資産報告書の提出には提出義務者の配偶者に係る資産報告書もあわせて提出しなければならない」とありますけども、これを削除するものであります。配偶者が同一生計者でありますけども、夫婦の、一方が町長であり、議員

になった場合は、その配偶者はその町長・議員に従属するような考え方であり、基本的人権の立場からも、または個人情報保護の観点からも、資産報告書の提出義務者から除外するものであります。

この部分については、これは平成17年3月に大刀洗町政治倫理条例が制定されまして1年後に改正がございました。その中では、資産報告書の義務提出者が同居の親族全てということになっておりまして、1年後に、大刀洗町も個人情報保護条例を17年に制定しておりまして、その関係で、同居の親族については改正をして、対象者から除外しております。そのとき、何で配偶者については除外しなかったのかというのは、その当時の課長の説明の中にはございませんでしたけども、個人情報保護の観点から除外をするという、一部そのとき改正がっております。今回、その配偶者を除外するというところでございます。

それで、9条の4項になりますかね。公開の対象者が町長等及び議員本人に関する資産報告書及び意見書全部とし、配偶者に関する資産報告書については、公開しないものとする。この文言とし、配偶者に関する資産報告書については公開しないものを削除するものであります。

それと、12条から15条の刑法事犯容疑に係る逮捕後の説明会等、それから、起訴後の説明会、有罪確定後の措置、12、13、14、15、刑法事犯に関することは全て削除するものであります。

理由といたしまして、そもそもこれが条例が提案された時点で刑法事犯につきましては、法に基づかない規定でございまして、辞職についても辞職の手続きをとっていただきたいという規定だけでございます。

公職選挙法の11条において、公職選挙法に違反すれば、これは選挙権、非選挙権をなくすわけですから、当然、失職という形になりますので、ほかの窃盗とか、恐喝とか、傷害とか、そういう罪を犯した場合、それは、処罰の対象に、失職の理由にはならないわけでございまして、本来、いろいろ事件を起こせば本人の良識に沿って辞職はされるものと、そのように考えます。また、辞職されない場合は、されなくても過去にほかの罪で有罪判決を受けた議員も、その地位保全のための異議申し立てをして、裁判もそうですけれども、議会で除名処分を受けた場合は知事のほうに異議申し立てをできるわけですけれども、それで復職したというケースもございまして、議員の、議員並びに首長の判断について、公職選挙法以外の扱いについては有権者が判断をしていただくということが一番であるかと思っております。

そういったところで、今回、本当に実効性のない努力義務みたいな形の部分については、それと、見直すべきところは、やはり随時、議員のかかわることでございまして見直しながら、やはり条例を改正していかなければならないと考えております。あとについては、慎重に御審議いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[なし]

○議長（山内 剛） それでは、ここで暫時休憩とします。次回は11時から予定をいたします。

休憩 午前10時45分

.....

再開 午前11時50分

○議長（山内 剛） それでは、休憩前に続き、質疑を再開させていただきます。

いろいろな条件で、暫時休憩が長くなりましたことをお断り申し上げます。

それでは、ただいまより、改めて質疑を受けたいと思います。

質疑ありますか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田でございます。

改正案、私、賛成者でございますけども、よくよく読み込んでみますと、ちょっと今までと認識しているところが違っていたものですから、質問をしたいと思います。

改正案で、第12条、町工事等に関する遵守事項の中で、副町長、教育長を除外しますと、庁議3人で町のことが決まっているわけでございますので、副町長、教育長も権限はあるわけでございます。その、今は企業はないと思いますけども、自分の主たる企業があった場合に、そこが入札に参加しようと、オーケーということになってしまうので、ここら辺をちょっとどう考えるのか。

それから、ほかの議員からも出ているんですけど、本則のところ、副町長、教育長を外しますと、基本理念が全て外れていくということになってしまうので、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山内 剛） 提出者の長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 確かに指摘されるとおり、工事の辞退届等から外れます、改正案でいけば。副町長、教育長、少なくとも人格高潔な方が大体過去にもされておりますし、李下に冠を正さず、瓜田にくつをいれずという言葉がございますように、疑いを招くような言動はされないと私は感じております。

それで、あくまでもやはりこの第1条の目的で、「町民の厳粛な信託による」、この文言からいけば、選挙で選出された首長並びに議員が政治倫理条例の対象であるということです。それと、16条、改正の12条になりますけども、辞退届についても、町の方針とか町議のメンバーでございますけども、あくまでも業者の選定とか入札には担当課長あたりもかかわるわけです。じゃあ、その親族も含めて辞退届をしなければいけないのかという話になってくるわけです。

だから、あくまでも不正が行われたという事実があれば、それは警察、検察の仕事でありまして、私はこの政治倫理条例を読み込んだ中で、本当にこれが、一番政治倫理条例の肝になる部分は第3条で、町が行う工事等の請負契約、業務委託、一般物品の納入契約に関して業者を推薦したり紹介したりすることがないようにと。それと、町の職員の公正な職務執行を妨げないように、例えば地位とか権限を利用して業務に入り込んできて、あれせろ、これせろと、そういう議員が出ないようにちゅうことです。職員の採用とか人事に関して、人事権は町長は当然ありますから、これは議員です、そういう働きかけをしたりしないように、いわゆる今、国のほうでも言われていますけども、行政がゆがめられるようなことがないようにというのが、この政治倫理条例の一番肝要なところだと思うわけです。

だから、資産報告もそうですけども、これは一般的にざる法と言われております。もともとは、資産報告をしなければいけなかったのは大臣とか、そういうのになつたらする、それが国会議員全体に広がってきて、知事とか首長は資産報告しなさいという条例ができて、それをつくりなさいということです。平成7年ごろできた。

それで、政治倫理条例があるからといって、じゃあ、議員が逮捕されたところがないかというところ、作っているところだって、川崎町では逮捕されていますよ。だから、これはもうその人の、議員の倫理観とかというのは当然一般の人よりも高く求められるところはありますけども、こういう不正については警察とか検察の仕事であるし、議員が行政をゆがめるようなことがないようにというのが私は政治倫理条例の目的だと思っておりますので、町工事の辞退届等は、改正からすれば、町長、副町長、教育長の親族等の企業がいった場合、そこを使えとかそういうことを、よもや疑われるようなことはなさない、そのように善意に考えております。

以上で、そういう意味で、今回の改正を出したわけでございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。林議員。

○議員（4番 林 威範） 4番、林でございます。

私は、本条例の改正案について反対の立場で討論いたします。

大刀洗町議会は、平成23年に議会改革特別委員会を設置し、同年より議会報告会を開催、平成25年には議会基本条例を可決、平成26年には議会モニターを設置、その後もインターネット配信、議会だよりのリニューアル、議会フェイスブックページの開設、各種住民との懇談会など、議会と住民の距離を縮めようと努力をしてきました。

今回の改正内容は、議員、町長、副町長、教育長が任期中に不当な利得を得ていないか確認できる情報公開の範囲を狭くするものであり、先ほどの自由討議でも、賛成者からも異論が出ておるような状況で、まだまだ精査が足りないと感じております。また、住民によっては、今回の改正はマイナスの改正になると考えられます。

地方自治法上、手続に問題はありませんが、自分たちに関することであるからこそ、住民の皆さんに意見を聞くべきではないでしょうか。大刀洗町議会には、議会モニターも8名おられますし、毎年議会報告会も開催しています。内容を精査し、モニターさんとの懇談で意見を聞き、報告会等で意見を聞いてからの改正でも遅くないと感じております。

以上、反対討論といたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（山内 剛） 賛成討論はございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） ほかに討論はございませんか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） この政治倫理条例は、町長や副町長、教育長、議員、つまり為政者を律するための条例です。その条例を議員みずからハードルを下げる今回の改正案には、反対の立場から討論をいたします。

まず、副町長、教育長の資産報告を削除することについてであります。

副町長、教育長の資産報告が課せられているのは、この部署に利権があり、汚職の温床になるとの見解からのものだと思います。削除の必要はないと思います。

それから、配偶者の資産報告の削除のことについてでございますが、夫婦は一心同体と申します。配偶者の資産公開を削除することは、この条例を骨抜きにする恐れもあります。

先ほど、発議者から、この法はざる法との発言がありました。配偶者の報告を削除するということは、もっとざる法にすることになるのではないのでしょうか。

刑事事犯容疑にかかわる条例についてであります。確かに厳しい条例になっております。この条例は、地方分権時代にあつて、地方分権の一助として制定されたものと思います。

以前、北野町にポイ捨て禁止条例が制定されました。ポイ捨てをした人には1万円の罰金を科するというものでしたが、これは、上位法がないので実効性はないと言われておりました。このような条例は、町をきれいにしようとする行政の心意気だと思います。

同じようにこの条例も、首長や議員の心意気をうたっているものだと思います。

この議案は、12月4日の全員協議会において議論をいたしました。もっと時間をかけて議論を深め、町民の皆さんの御意見をお聞きし、理解を得た上での改正であつてほしいものと思います。

例えば、町民による条例改正審議会において審議するとか、林議員の発言にありましたように、

モニターさんたちに意見を求めるとか、議会報告会に投げかけて町民の皆さんの意見を聞くとか、そういう場があってもいいのだと思います。

議員が遵守しなければならない条例を議員自らが緩くするといいますか、ハードルを下げることは今の情勢にあるべきではないと思います。

よって、私は、この条例改正に反対をいたします。議員各位の賛同を求めます。

○議長（山内 剛） ほかに賛成並びに反対討論ございませんか。高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 9番、高橋です。私は、条例の改正に賛成のほうでの討論をさせていただきます。

今、夫婦間とはいえ、パワハラとか、モラハラとか、そういったいろんな問題があります。そういった中で、夫婦間であっても人権擁護の、また、個人情報の保護の観点から、配偶者の資産報告まではしなくていいんじゃないかなと私は思っております。

また、先ほどのほかの議員からの言葉を聞いておりますと、いかにも副町長や教育長が悪いことをするような言い方で聞こえておりますけども、この条例が平成17年に政治倫理条例ができたとのことですが、その前からも町政は行われておりました。そういった中で、副町長、教育長が今まで問題を起こしたケースもないと記憶にございます。

そしてまた、副町長、教育長は、町長が任命して、また議会で承認されての副町長、教育長でございますので、もし副町長、教育長に何か問題があれば、町長に任命責任が出てくるかと思えますので、何かいかにも副町長、教育長のお二方が権力を使って、何かされるような言い方はどうかと思っております。

また、刑法に反する条文も、上位法に対する整合性がとれておりません。そういった観点から、検察、警察等が公職選挙法という法の中で、そういった取り締まりを行うので、余り格好いいだけの政治倫理条例はどうかと思いますので、この際、条例の改正に賛成したいと思つての意見を述べさせてもらいます。

○議長（山内 剛） ほかに討論ございませんか。平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。私は、本案に反対の立場から討論を行います。

本案は、政治倫理に関する重大な後退を含む内容であります。当町の政治倫理条例は、平成17年に制定されました。その本旨は、第1条にうたっているとおり、町長、副町長及び教育長並びに町議会議員の倫理性を自覚し、町民に対し、みずから進んでその高潔性を明らかにすることです。こうした目的を達成するため、具体的な責務が定められております。

確かに、運用の実際においては、なおさまざまな課題を有していることは、私も承知をしております。しかし、実効性がないから廃止であるとか、効果に乏しいから改正では、条例の目的がますます後退することにつながりかねません。第1条ほかに掲げる対象者については、現状のまま

運用すべきものと考えます。

また、現行法第12条から第15条に係る条文につきましては、憲法や刑法との関係もあり、対象者の権利、義務関係につき整理すべき必要はあると考えます。

しかし、いずれにせよ、委員会での議論や専門家の知見等も活用した手続を検討すべきであります。

16条については、副町長等を外すべきではないとの意見はごもつともであり、改正の必要を認めません。

また、先ほどの議論にもありましたように、この修正をかけるとすると、全体の整合性がとれなくなる。また、修正ではなく、今回はこれを認めるわけにはいかないと考えております。

本案は、今月、全員協議会についての発言はあったものの、正式には所管の委員会においては、議論のないまま議員発議によって提出されたものであります。

大刀洗町議会においては、近年、7年、28回に及ぶ議会報告会やモニター制度、各種団体の皆さんとの懇談などを積極的に開催し、また、26年には議会の最高規範となる議会基本条例も制定し、住民の皆さんの声が反映できる議会をと、立場の違いを超え、議会一体となって取り組んでいるところであります。

そうした時期に、このように委員会での議論を行わず、住民の声も聞かず、議会と議会の責務としての条文の重大な変更を含む議案が提出されることは、その内容からいっても、提出に至る経緯からいっても、到底容認しがたいものであります。

幸いにして、私ども議会の任期はあと1年10カ月ほど残っております。この間に、議会のあり方、定数や報酬の議論、議会基本条例の評価と見直し、事務局の体制、そして政治倫理条例のあり方についても、所管の委員会等で十分な議論を行い、次期の議会へ引き継ぐべきではないでしょうか。とりわけ、議員の身の回りに関する改正については、議会の十分な説明責任が求められます。本案は、本日早急に議決すべき緊急性を認められません。

よって、一旦否決の上、述べてまいりましたような十分な議論を行った上で、今後の方向性を定めるべきと考えます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） ほかに討論はございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

これから発議第4号大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立7名]

○議長（山内 剛） 議員11名中起立7名、起立多数です。したがって、本案は原案のとおり

可決しました。

日程第20. 委員会の閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（山内 剛） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（山内 剛） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第15回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時11分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月15日

議 長 山内 剛

署名議員 高橋 直也

署名議員 平山 賢治

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月15日

議 長

署名議員

署名議員